



議案第五十九号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求める。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

（旅費の支給額に関する経過措置）

3 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金の規定は適用しない。

附 則

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。